磐田市ケアプランデータ連携システム導入促進補助金 よくあるお問い合わせ

Q1 いつからの経費が対象になりますか。

A1 令和7年4月1日以降に新たに導入したライセンス料が対象になります。なお、申請期限は令和8年3月31日(必着)までとなりますので、十分にご注意ください。

Q2 令和7年度に更新した場合も対象になりますか。

A2 対象になりません。令和7年4月1日以降に新たに利用(導入)開始したものが対象になります。

Q3 市内に事業所が複数あるが、事業所ごとに申請すれば良いですか。

A3 事業所番号(1ライセンス)ごとに申請が必要になります。一つの法人で複数ライセンス導入する場合は複数の申請が必要になります。

Q4 市内に住所を構える法人であるが、市外の事業所も対象になりますか。

A4 市外の事業所は対象にはなりません。

Q5 介護ソフトの導入費用や使用料は対象ではないですか。

A 5 本補助金はライセンス料のみ対象となります。

Q6 ケアプランデータ連携システムの利用が確認できる書類は何を添付すれば良いですか。

A6 「介護給付費等支払決定額通知書」をご提出ください。

ケアプランデータ連携システム利用申込の翌月または翌々月に振り込まれる介護給付から ライセンス使用料が差引されたことがわかるものを提出してください。

Q7 ライセンス料が徴収される時期を教えてください。

A7 徴収時期は、毎月1日~15日の利用申請は当月の請求(翌月の介護報酬支払分)からの差引になります。16日以降は翌月の請求(翌々月の介護報酬支払分)からの差引になります。

例) 5月14日に利用申請された場合、6月の介護報酬支払分から差引されます。

Q8 対象となるサービス種類は何ですか。

A8 国民健康保険中央会のホームページに掲載されている最新の『ケアプランデータ連携標準仕様』に記載されているサービス種類が対象となります。